

公開・非公開の別

☒ 公開 ☐ 部分公開
☐ 非公開

令和6年度第2回浜松市人権施策推進審議会会議録

1 開催日時 令和6年10月18日（金） 午前10時00分から午前11時45分

2 開催場所 市役所 本館8階 第3委員会室

3 出席状況 出席委員 赤池 千明（アカイケ チアキ）
一 條 典之（イチジョウ ノリユキ）
尾上 弘（オノウエ ヒロシ）
河合 亮子（カワイ リョウコ）
下石 精子（シモイシ セイコ）
鈴木 恵子（スズキ ケイコ）
建部 仁洋（タテベ ヒトヒロ）
藤澤 智実（フジサワ トモミ）
光安 アパレンダ光江（ミツヤス アパレンダミツエ）
欠席委員 篠崎 良勝（シノザキ ヨシカツ）
事務局 前嶋福祉総務課長、大川原福祉総務課長補佐
人権啓発センター：中村所長、村田

4 傍聴者 0人

5 議題、内容及び結果 審議の内容
議題1 第3次浜松市人権施策推進計画について
審議の結果
議題1 第3次浜松市人権施策推進計画について、了承された。

6 会議資料の名称 第3次浜松市人権施策推進計画（本編）
第3次浜松市人権施策推進計画（解説編）

7 発言内容記録方法 文字 / 録画 / 録音

8 発言内容

1 議 事
第3次浜松市人権施策推進計画について
事務局より説明

本編説明についての質問意見

(下石委員)

基本姿勢の「人権尊重意識の定着～互いに認め、尊重し合う～」は、「互いに」という言葉があるので「互いに認め」ではなく、「互いに認め合い」だと思う。

(他の委員からも賛同の声あり)

(事務局)

委員の提案どおり、「人権尊重意識の定着～互いに認め合い、尊重し合う～」へ変更する。

(藤澤委員)

重点的な取り組みの方向性の「④企業における人権啓発」の方向性に「企業における啓発活動及び支援」とあるが、解説編を見ると企業内での啓発活動と企業の活動する社会貢献への支援の両方が含まれている。「企業における」というのが、企業への啓発なのか企業の活動を応援したいのかが分からない。「企業における啓発活動及び支援」というワンフレーズだと、啓発活動と支援のどちらも市が行っているように見える。支援というのは企業が行うのが主体で、企業における啓発活動は市が講師を派遣するなど市が主体である。市は、企業の社会貢献に対して支援をしている。「企業における啓発活動」及び「企業の取り組みへの支援」の方がより明瞭かと思う。

(事務局)

委員の提案どおり、「企業における啓発活動」及び「企業の取り組みへの支援」へ変更する。

(藤澤委員)

分野別施策の取り組みの「⑩その他の人権問題」の現状と課題に「犯罪被害者等に対する人権問題」とあるが、犯罪被害者等に対する人権侵害という社会的問題と犯罪被害者等に対する支援不足のような人権問題があると思う。現状についての話のため、「犯罪被害者等に対する人権問題」よりも「犯罪被害者等に対する人権侵害」の方が馴染むような気がする。「犯罪被害者等に関する人権問題」であれば、社会的問題と人権問題の両方にかかる。

(事務局)

委員の提案どおり、「犯罪被害者等に関する人権問題」へ変更する。

(鈴木委員)

基本姿勢の部分で、「第2次人権施策推進計画において人権尊重意識の定着 50%を目指してきましたが、令和5(2023)年の意識調査では31.7%でした。」があるが、解説編では6ページに具体的な意識調査の結果が出ているのに対し、結果の表が載っていない。ほとんどの市民が本編を見えると思うことから、見やすさ、分かりやすさに重点を置いた方が良いと思っている。具体的な意識調査結果を載せると分かりやすいと思う。色合いやフォントについても、女性をめぐる人権の色がパープル、こどもをめぐる人権の色がオレンジ、性的マイノリティをめぐる人権の色がレイン

ボーになっているのは、当事者や関係団体の方たちから見ると、市はそういうことにも気を遣ってくれているのがすごくよく分かる。その辺りも、印刷業者と打合せをする時に、市の意向としてお願いしたい。

(事務局)

委員の提案どおり、本編の基本姿勢の部分に具体的な意識調査結果を記載する。色合い等についてもご意見を踏まえて検討する。

(藤澤委員)

「人権尊重意識の定着」というのが何をもって言っているのかが分からない。自分が人権を尊重していると思っている人の割合などを入れた方が良いと思う。外から見た定着度を測定することは可能だが、自分で人権を尊重していると思うということを定着とするならば、そういうことを説明しないと何が「人権尊重意識の定着」なのかが分からない。

(事務局)

鈴木委員から指摘があったが、具体的な意識調査結果を記載することで、藤澤委員の疑問が解消できると思う。

(光安委員)

分野別施策の取り組みの「⑥外国人をめぐる人権」の現状と課題の一点目に「外国人材の受入れ拡大」とあるが、現状として多国籍化が起きている。現状と課題の二点目にある「文化や言語の違いによるトラブル」の「トラブル」に代わる言葉があると良いと思う。取り組みの方向性の一点目にある「多様な文化への理解・尊重のための教育・啓発」は非常に大事だと思う。「外国人市民への情報提供・相談・支援」の部分で「外国人市民への多言語の情報提供・相談・支援」と「多言語」を入れても良いかと思う。

(尾上委員)

「トラブル」の代わりに「相互理解の不足」はどうか。

(事務局)

委員の提案どおり「多国籍化」と「多言語」を追加する。現状と課題の二点目については、国際課に確認し、ご意見を踏まえて検討したい。

解説編説明についての質問意見

(藤澤委員)

障害者差別解消法や部落差別解消推進法を取り上げているので、性的マイノリティをめぐる人権の部分で理解増進法に触れなくて良いのか。また、45 ページに「こころの性」とあるが、このフレーズに拒否反応がある方が結構いらっしゃることや、こころと言われると表層心理のような気持ちの問題だと取られかねないため、表現を検討した方が良い。

(事務局)

委員の提案どおり、理解増進法を取り入れる。また、「こころの性」の表現について、ご意見を踏まえて検討する。

(鈴木委員)

49 ページにある「感染症患者等の人権」で、エイズ等の普及啓発活動のことが書かれているが、エイズだけではなくて、コロナやハンセン病などの他の感染症の活動も含まれるような表記にした方が良いのではないか。

(事務局)

担当課に確認した上で、ご意見を踏まえて検討したい。

2 閉 会